

であるものとする。ただし、カナダ政府及び日本国政府は、個の場合において、一回限りの入国について有効な査証を付与する権利を保有する。

(8) この取極は、それぞれカナダ及び日本国に入国する日本国民

及びカナダ市民が外国人の入国、居住（一時的な居住であるか

永住であるかを問わない。）及び雇用又は生業に関する当該国

の法令に服することを免除するものではない。入国管理当局に

対し、これらの法令に服することについて十分に証明すること

ができない者は、入国又は上陸の許可を拒否されることがある。

本大臣は、前記の提案が日本国政府にとって受諾しうるもので

あるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両国政府間の合